



2025 年 8 月 5 日
オリックス株式会社
(コード番号：8591)

オリックス株式会社の子会社（OPI・18 株式会社）によるアセンテック株式会社に対する
公開買付けの結果について

オリックス株式会社（本社：東京都港区、社長：高橋 英丈、以下「オリックス」）は、子会社である OPI・18 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役：三宅 誠一、以下「公開買付者」）によるアセンテック株式会社（本社：東京都千代田区、社長：松浦 崇、以下「アセンテック」）が発行する普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）※について、以下の通り結果をお知らせします。

本公開買付けは、2025 年 6 月 17 日より実施し、2025 年 8 月 4 日をもって終了しました。本公開買付けの結果、応募株式の総数（9,259,301 株）が買付け予定数の下限（9,546,000 株）に満たなかったため、公開買付者は全応募株式の買付けを行わないことが確定しました。

なお、公開買付け結果の詳細については、別紙の OPI・18 株式会社による本日付「アセンテック株式会社株式（証券コード：3565）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

※ [2025 年 6 月 16 日付リリース：オリックス株式会社の子会社（OPI・18 株式会社）によるアセンテック株式会社に対する公開買付けの開始について](#)

以 上

＜株主・投資家からのお問い合わせ先＞

オリックス株式会社 IR・サステナビリティ推進部 TEL：03-3435-3121

＜報道関係者からのお問い合わせ先＞

オリックス株式会社 グループ広報・渉外部 TEL：03-3435-3167

各 位

会 社 名 OPI・18 株式会社
 代表者名 代表取締役 三宅 誠一

アセンテック株式会社株式（証券コード：3565）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

OPI・18株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年6月16日、アセンテック株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：3565、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年6月17日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年8月4日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

OPI・18株式会社
 東京都港区浜松町二丁目4番1号

（2）対象者の名称

アセンテック株式会社

（3）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,318,978株	9,546,000株	一株

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（9,546,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,546,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である対象者が2025年6月16日に公表した「2026年1月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年4月30日現在の対象者の発行済株式数（14,580,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（261,022株）を控除した株式数（14,318,978株）を記載しております。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年6月17日（火曜日）から2025年8月4日（月曜日）まで（34営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,680円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,546,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（9,259,301株）が買付予定数の下限（9,546,000株）に満たなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2025年8月5日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	9,259,301（株）	－（株）
新株予約権証券	－	－
新株予約権付社債券	－	－
株券等信託受益証券（ ）	－	－
株券等預託証券（ ）	－	－
合計	9,259,301	－
（潜在株券等の数の合計）	－	（－）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 ー％）
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 ー％）
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等後における株券等所有割合 ー％）
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等後における株券等所有割合 ー％）

対象者の総株主の議決権の数	139,830個	
---------------	----------	--

(注)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年4月28日に提出した第17期有価証券報告書記載の総株主の議決権の数です。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

該当事項はありません。

② 決済の開始日

該当事項はありません。

③ 決済の方法

該当事項はありません。

④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、2025年8月6日（水曜日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

3. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

該当事項はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

OPI・18 株式会社

（東京都港区浜松町二丁目4番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934)（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則14e-5 (b) により許容される範囲で対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

【将来に関する記述】

本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933)（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はそ

の他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本プレスリリース提出日時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。